



アーク溶接等の業務に係る特別教育

主催 名古屋東労働基準協会

労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条で、アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務にはこの特別教育を義務付けています。

この教育修了者以外の方は、上記業務を行うことはできません。

アーク溶接等の業務を担当される方は、この機会に是非ご受講くださいますようご案内いたします。

★労働安全衛生法第59条第3項（安全衛生教育）

事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところのより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

★労働安全衛生規則第36条（特別教育を必要とする業務）

アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等（以下「アーク溶接等」という。）の業務

修了者には「修了証」を事業所には「修了証明書」を交付いたします。

日時 (学科) 2026年 3月 2日 (月) 8:30~16:40
3月 3日 (火) 8:30~16:40
(実技) 3月 5日 (木) 8:30~16:30 計3日間

会場 人材育成センター 本館 日鉄ビジネスサービス(株)
東海市東海町 4-70-1 (製鉄公園内) TEL052-603-7073

受講料 会員 16,800円 非会員 19,800円 (テキスト・税込)
持ち物 (学科) 筆記用具 (実技) 作業服・安全靴・ヘルメット
保護眼鏡・防塵マスク(国家検定合格品)



申込方法 下記申込書を Fax 願います。
ホームページ『名古屋東労働基準協会』から WEB 申込みも可能です。

名古屋東労働基準協会 TEL052-890-4466 Fax052-890-4477

支払方法 講習開始10営業日前までに現金または銀行振込にてお支払いください。

<振込先>

三菱UFJ銀行 堀田支店 普通 0656029 名古屋東労働基準協会
振込手数料はご負担ください

※ 2月18日(水)を過ぎますと、キャンセル、変更、受講料等の返金はできませんので、あらかじめご了承ください。

アーク溶接特別教育申込書

会社名		住所 〒	
担当者所属・氏名	TEL	FAX	
	Mail		
受講者氏名 (フリガナ)	受講者氏名 (フリガナ)		
生年月日	年	月	日
生年月日	年	月	日

この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、講習会の開催に必要な業務等に使用し、目的外の利用を行うことはありません。